



宮 崎 県 公 報

平成29年7月10日(月曜日) 第 2910 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

規 則

○宮崎県における事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(市町村課) 1

告 示

○生活保護法に基づく医療機関の指定……………(福祉保健課) 1
○生活保護法に基づく介護機関(居宅介護事業所)の指定……………(“ ”) 1

頁

○指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定(障がい福祉課) 2
○指定自立支援医療機関(精神通院医療)の所在地の変更……………(“ ”) 2

公 告

○県営土地改良事業計画の策定(3件)……………(農村整備課) 2
○入札公告……………3

公安委員会公告

○警備員等の検定の実施について……………3

監査委員告示

○包括外部監査契約に基づく監査に係る補助者……………4

規 則

宮崎県における事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年7月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第38号

宮崎県における事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県における事務処理の特例に関する条例施行規則(平成12年宮崎県規則第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																
第7条 次の表の左欄に掲げる規則は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。	第7条 次の表の左欄に掲げる規則は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。																
<table border="1"> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>2 条例別表の14の8の項に規定する規則で別に規則で定めるもの</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>8 条例別表の38の項に規定する規則で別に規則で定めるもの</td><td>[略]</td></tr> </table>	[略]	[略]	2 条例別表の14の8の項に規定する規則で別に規則で定めるもの	[略]	[略]	[略]	8 条例別表の38の項に規定する規則で別に規則で定めるもの	[略]	<table border="1"> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>2 条例別表の14の9の項に規定する規則で別に規則で定めるもの</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>8 条例別表の36の項に規定する規則で別に規則で定めるもの</td><td>[略]</td></tr> </table>	[略]	[略]	2 条例別表の14の9の項に規定する規則で別に規則で定めるもの	[略]	[略]	[略]	8 条例別表の36の項に規定する規則で別に規則で定めるもの	[略]
[略]	[略]																
2 条例別表の14の8の項に規定する規則で別に規則で定めるもの	[略]																
[略]	[略]																
8 条例別表の38の項に規定する規則で別に規則で定めるもの	[略]																
[略]	[略]																
2 条例別表の14の9の項に規定する規則で別に規則で定めるもの	[略]																
[略]	[略]																
8 条例別表の36の項に規定する規則で別に規則で定めるもの	[略]																

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

告 示

宮崎県告示第 431号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成29年7月10日

名 称	所 在 地	指定年月日
訪問看護ステーション福ちゃん1	都城市梅北町9438番地1	平成29年6月12日
訪問看護ステーションふるる3	都城市安久町5596番地3	平成29年6月2日

宮崎県告示第 432号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第54条の2第1項(中国残

留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成29年7月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
竹島昌宏	児湯郡新富町大字新田4763-3	たけしま齒科医院	児湯郡新富町大字新田4763-3	平成28年11月1日

宮崎県告示第 433号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成29年7月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定 年月日
大空クリニック	宮崎市	精神通院医療	平成29年7月1日

宮崎県告示第 434号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の所在地変更について次のとおり届出があった。

平成29年7月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	所在地		変 更 年月日
		変更前	変更後	
訪問看護ステーションさくらの花	宮崎市	宮崎市恒久南4丁目1-2セルフイッシュコート1F	宮崎市大字本郷北方2994番地	平成24年6月1日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第1項の規定により、大迫地区県営土地改良事業（宮崎市、ため池等整備事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年7月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 縦覧に供する書類
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間

平成29年7月10日から平成29年8月8日まで

- 縦覧場所
宮崎市役所 農村整備課内
- その他

この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第1項の規定により、平廻地区県営土地改良事業（宮崎市、ため池等整備事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年7月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 縦覧に供する書類
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
平成29年7月10日から平成29年8月8日まで
- 縦覧場所
宮崎市役所佐土原総合支所 農林水産課内
- その他

この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第1項の規定により、大谷上池地区県営土地改良事業（国富町、ため池等整備事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年7月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 縦覧に供する書類
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
平成29年7月10日から平成29年8月8日まで
- 縦覧場所
国富町役場 農地整備課内
- その他

この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に

、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成29年7月10日

宮崎県水産試験場長 田 原 健

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名及び数量 漁業調査取締船「みやざき丸」上架整備（定期検査及び修繕）業務一式
- (2) 業務内容 入札説明書による。
- (3) 履行期間 平成29年11月16日から平成29年12月14日まで
- (4) 履行場所 みやざき丸の定けい港（宮崎港）から 250マイル以内のドック（落札者が所有し、又は契約するものに限る。）
- (5) 入札方法 (1)の業務について入札を実施する。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の 8 に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

この業務に係る入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 平成29年宮崎県告示第 155号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種のうち、営業種目が車両・船舶・航空機類で、種目が船舶販売・整備のものであること。
- (2) ドックの方法が乾ドック又は浮ドックであること。ただし、みやざき丸（199トン全長 43.90メートル）が上架できること。

3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請の方法

2(1)に掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

- (1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208
- (2) 申請書類の受付期間 平成29年7月10日から平成29年7月31日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県水産試験場管理課 宮崎市青島6丁目16番3号 郵便番号 889-2162 電話番号0985(65)1511
- (2) 期間 平成29年7月10日から平成29年8月10日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

5 入札説明書、設計書等の交付場所及び交付期間

- (1) 交付場所 宮崎県水産試験場管理課
- (2) 交付期間 平成29年7月10日から平成29年8月10日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

6 現地説明会の場所及び日時

- (1) 場所 みやざき丸の定けい港（宮崎港） 宮崎市港東1丁目5番地（第8岸壁）
- (2) 日時 平成29年8月4日午後2時

7 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県水産試験場管理課
- (2) 提出期限 平成29年8月10日午後5時
- (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。

8 入札参加資格確認の結果の通知

入札参加資格確認の結果は、平成29年8月17日までに通知する。

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県水産試験場管理課
- (2) 提出期限 平成29年8月24日午後1時30分（送付にあっては、平成29年8月23日午後5時必着）
- (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。

10 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県水産試験場2階会議室 宮崎市青島6丁目16番3号
- (2) 日時 平成29年8月24日午後2時

11 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。

12 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

13 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。

14 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県水産試験場管理課

15 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

16 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

17 Summary

- (1) Required services:a periodic inspection and repair for Miyazaki Maru, a fisheries research and patrol vessel
- (2) Deadline for candidate tenders:1:30p.m.August 24,2017
- (3) Contact for the notice:Miyazaki Prefectural Fisheries Research Institute, 6-16-3 Aoshima, Miyazaki City, Miyazaki Prefecture 889-2162, Japan. TEL:0985-65-1511

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第20号

警備業法（昭和47年法律第 117号）第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成29年7月10日

宮崎県公安委員会委員長 藤 田 紀 子

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
空港保安警備	1 級	平成29年10月13日（金）午前9時30分から午後5時ころまで
	2 級	平成29年10月12日（木）午前9時30分から午後5時ころまで

※ 当日の受付は、午前9時から9時30分までに済ませること。

2 実施場所

宮崎市清武町今泉丙2559番地 1
宮崎県建設技術センター

3 定員

各15人（鹿児島県公安委員会が受付する受検者を含むものとし、受付先着順とする。）

4 受検資格

(1) 1 級

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの

ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第8条第1号に該当する者

イ 検定規則第8条第2号に該当する者として、都道府県公安委員会から空港保安警備業務に係る1級検定受検資格認定書の交付を受けているもの

(2) 2 級

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員

5 検定申請手続

(1) 受付期間、時間

平成29年8月14日（月）から8月25日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 検定申請書等提出先

申請者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。（郵送による提出は認めない。）

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 住所を疎明する書面（宮崎県内に住所を有する者に限る。）

ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面（宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。）

エ 写真2枚（申請前6月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

オ 空港保安警備2級検定合格証明書の写し及び空港保安警備

2級検定合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを証する書面（1級検定申請者のうち検定規則第8条第1号に規定する者に限る。）

カ 1級検定受験資格認定書（1級検定者のうち検定規則第8条第2号に規定する者に限る。）

キ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

6 手数料

検定申請書を提出する際、16,000円相当額の宮崎県収入証紙により納付すること。

納付された手数料は、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

7 検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(1) 学科試験の内容

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 乗客等の接遇に関すること。

エ 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査に関すること（1級に限る。）。

オ 手荷物等検査に関すること（2級に限る。）。

カ 空港に関すること。

キ 空港保安警備業務の管理に関すること（1級に限る。）。

ク 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の内容

ア 乗客等の接遇に関すること。

イ 手荷物等検査に関すること。

ウ 空港保安警備業務の管理に関すること（1級に限る。）。

エ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

8 その他

(1) 受検票は、当日検定会場で交付する。

(2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴等を持参すること。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外には使用しない。

(4) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。

監査委員告示

監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年7月10日

宮崎県監査委員 高 橋 博

宮崎県監査委員 若曾根 隆 志

宮崎県監査委員 井 本 英 雄

宮崎県監査委員 中野 廣 明

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
清 家 秀 夫	宮崎市青葉町 106番地 2
牟 田 圭 佑	宮崎市大塚町天神後2729番地 4
青 山 伸 一	東京都三鷹市上連雀 1 丁目25番21- 505号
山 口 剛 史	東京都文京区本郷 5 丁目 8 番 3 - 605号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成29年7月1日から平成30年3月31日まで

--	--